川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業について

川尻地区の歴史を活かした町並みづくりを進めるため、<u>ガイドライン</u>の策定を行い、川尻地区住民に町並み協定を締結していただき、本市では、平成27年度から町並み協定地区内において、外観の修景の 経費に対し、助成事業を開始している。

川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン

ガイドラインとは・・・

地域と熊本市が協働で町並みづくりに取り組んでいくため、町並みづくりの基本方針や保存・修景基準等を 定めたもの。地域と協働で検討し、熊本市がとりまとめ策定する。

ガイドラインの構成

①町並みづくりの基本方針 ②町並みづくりの保存・修景基準 ③町並み協定締結への取り組みについて 内容(抜粋)

①町並みづくりの基本方針

歴史	河港町・職人町として栄えてきた川尻の歴史が醸し出す趣のある町並みづく りを目指します。		
ヒト	川尻の暮らしに息づく伝統や心地よいもてなしを感じられる町並みづくり 行います。		
マチ	川尻に残る歴史的資産を活かし、賑わいの中にも落ち着きのある町並みづく りを進めます。		

②町並みづくりの保存・修景基準

高さ:原則として2階 建てとし、通りの伝 統的様式建造物や周 辺の町並みに調和す るもの

屋根:原則として日本 瓦とし、屋根の高さ、 勾配、軒の出を伝統 的様式建造物や町並 みに配慮する

開口部 (窓や出入り口): 町並みとの調和に配慮した意匠や 色彩とする。



外壁:町並みに揃え、 材料や色彩も町並 みとの調和に配慮 する

緑化:建物や工作物周 辺は、できる限り緑 化を施し、潤いのあ る町並みづくりを 図る

設備:町並みの景観を 配慮した位置に設 置するか、または囲 い等を付けるなど 配慮する



看板等:外観を大きく隠さない形状で、町並みに調和する意匠や色彩とする





バラベット看板の撤去前の町並み →→→バラベット看板の撤去後の町並み

川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成金交付要綱

ガイドラインに定める町並みづくりの基本方針や保存・修景基準に則り町並み協定を締結し市 長の認定を受けた地区で、町屋や一般建造物の外観の保存・修景を行う者に対し、熊本市がそ の経費の一部を助成するために必要な事項を定めたもの。

対象地区

川尻地区(別図に示す範囲)で町並み協定を締結した通り

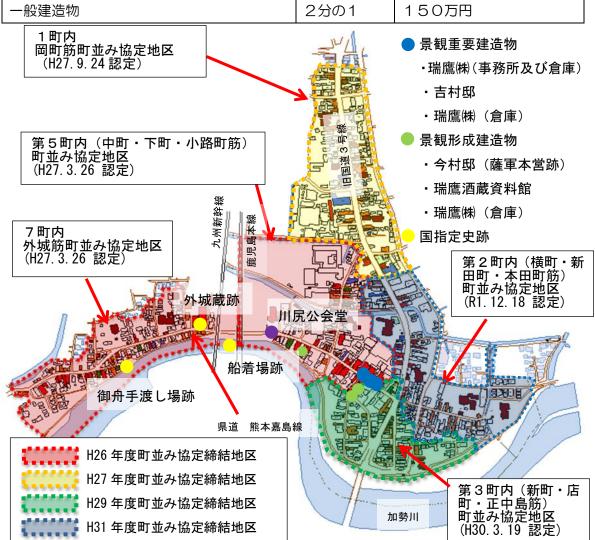
助成対象行為

要綱で定める基準に沿って行う良好な外観の保存・修景に係る調査設計・工事 助成対象者

建造物の所有者等で、町並み協定を締結している者

助成率•限度額

	助成区分	助成率	限度額
	昭和25年以前に建築された伝統的様式建	2分の1	300万円
	造物		
	一般建造物	2分の1	150万円



これまでの取り組み

平成26年度

- ■住民意向調査及び町屋分布調査(7~8月)
- ■町並みづくり検討委員会(全4回 9月~11月)
- ■住民説明会(2月)
- 5町内 2/9
- 7町内 2/10 2/25
- ■ガイドライン策定(3月)
- ■助成金交付要綱制定(3月)
- ■町砂焼症地区の認定(3月)
- ・第5町内町並み協定地区
- 外城筋町並み協定地区

平成27年度

- ■助成事業開始(4月)
- 助成箇所:1 箇所
- ■住民説明会(7月)
- 1 町内 7/8
- ■町砂協定地区の認定(9月)
- 岡町筋町並み協定地区

平成28年度

■助成箇所:1 箇所

平成29年度

- ■助成箇所:2箇所
- ■町山水協定地区の認定(3月)
- 第3町内町並み協定地区

平成30年度

■助成箇所:2箇所

平成31年度

■町分協定地区の認定(12月)

・第2町内町並み協定地区

R2.1.1現在

 助成箇所累計
 6箇所

 協定地区認定
 5箇所